



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる 40 以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

Anti trust

合併に関するサイド・レターにつき、HSR 届出に含めなければならないことが明確に

[All Merger Side Letters Must Be Included in HSR Filings](#)

米国連邦取引委員会 (Federal Trade Commission) (以下「FTC」) は、ハート・スコット・ロディノ法 (Hart-Scott-Rodino Act) に基づく企業結合届出 (以下「HSR 届出」) において、いわゆる「反トラスト・サイド・レター」についても提出の対象となることを明確化しました。

より具体的には、FTC は、近時のプレス・リリースにおいて、HSR 届出では、当事者間の合意を規定する一切の書面が提出されなければならない、かかる書面には、特に、当事者の競争法審査における義務、リスク分配に関する確約、潜在的な問題解消措置等を規定する法的拘束力を有する合意書も含まれるとの立場を明確にしました。

かかるサイド・レターについて、主たる契約に附随するものに過ぎないことや、共通の利益の法理 (common interest doctrine) や共同防衛契約 (joint defense agreement) に基づく秘匿特権の対象となることなどを理由としてその提出を回避することはできないとされています。

現時点では、HSR 届出におけるサイド・レターの不提出を理由として、法執行手続 (エンフォースメント・アクション) が実施された例はありません。しかしながら、FTC がサイド・レターの提出に関する立場を明らかにしたことにより、今後、届出者が HSR 届出においてサイド・レターを提出しなかった場合、FTC は制裁金等の罰則を課す可能性が高いものと思われる。

したがって、案件の交渉中である当事者は、その交渉中において、各当事者の競争法審査における義務、リスク分配に関する確約、潜在的な問題解消措置等を規定するサイド・レターを作成するか否か、また、作成するとしてもいつ作成するかにつき、慎重に検討する必要があります。作成された場合、潜在的な制裁や HSR 届出の不受理を回避するため、当該サイド・レターを HSR 届出とともに提出する必要があります。

BR&R

米国連邦最高裁、連邦倒産法第 11 章におけるインサイダーの判定につき倒産裁判所の判断を尊重する旨の判断を示す

[Supreme Court Adopts Deferential Standard of Review on Chapter 11 Insider Status](#)

米国連邦最高裁は、2018 年 3 月 5 日、債務者 Lakeridge 社の連邦倒産法第 11 章による倒産手続において、特定の債権者がインサイダーに該当するか否かにつき、倒産裁判所の判断が上級審においても尊重されるべきであるという判断を示しました。

連邦倒産法第 11 章では、倒産した債務者の役員や支配株主はインサイダーであり、再建計画の決議において議決権が認められないと規定されています。さらに、解釈上、債務者の役員や支配株主だけでなく、債務者に対して一定の影響力を有すると倒産裁判所が判断した債権者も法定外のインサイダー (non-statutory insider) とみなされることがあります。当該判断は単独で上訴の対象となりますが、上訴審は自ら新たにインサイダーへの該当性を判断するのか、倒産裁判所の判断に明確な誤りがあるのみを審査するのかにつき、判例法理は確立していませんでした。

Lakeridge 社の連邦倒産法第 11 章による倒産手続においては、債権カットを受け再建計画の議決権を有するはずであった唯一の有担保債権者がインサイダーであったため、再建計画の決議ができない状態でした。そのため、当該債権者は Lakeridge 社に対する債権を売却し、その買主が議決権を行使して再建計画が可決され、倒産裁判所により認可されました。これに対して、議決権を有しない別の有担保債権者から、当該買主すなわち新たな債権者は債務者の役員らと私的な関係を有していたため、法定外のインサイダーに該当し、その議決権行使による再建計画の決議は無効であるから、倒産裁判所による認可は誤りであるとの異議が申し立てられました。倒産裁判所は、当該債権の売買価格が公正であったことを理由に、当該買主はインサイダーではないと判断しました。この判断に対して控訴が行われましたが、連邦控訴裁判所は、倒産裁判所の判断に明確な誤りはなかったとして、控訴を棄却しました。

連邦最高裁は、連邦控訴裁判所の判旨、すなわちインサイダーの該当性に関する倒産裁判所の判断は尊重され、上訴審は明確な誤りがないのみを審査するべきであるという法理を是認しました。

Finance

香港当局によるデジタル・トークン及び仮想通貨取引所の取り締まり強化

[Hong Kong Cracks Down on Digital Tokens and Cryptocurrency Exchanges](#)

以前お伝えしたとおり、近時のインシヤル・コイン・オフリング及びデジタル・トークンの人気の高まりを受け、香港証券先物委員会 (以下「SFC」) は、2017 年 9 月 5 日付及び同年 12 月 11 日付の声明において、デジタル・トークンへの投資に関する潜在的リスクについて注意喚起するとともに、かかるデジタル・トークンが証券先物規則 (以下「SFO」) に基づき規制される「有価証券」に該当する旨を強調しました。

続く 2018 年 2 月 9 日、SFC は、SFO 上の「有価証券」の取引を無許可で行った疑いで、7 つの仮想通貨取引所を調査したことを公表しました。これらの取引所は、いずれも、有価証券の取引を意図的に行ったことはない旨を確認したか、又は、香港の居住者からのアクセスを遮断するなどの是正措置を即座に講じたとされています。

また、同年 3 月 19 日、SFC は、Black Cell Technology Limited (以下「Black Cell 社」) に対する規制上の措置を公表しました。Black Cell 社は、(香港市民によるアクセスが可能な) 自



社のウェブサイト上において、KROPS デジタル・トークンの宣伝を行い、その販売による収益をモバイルアプリの開発のための資金として使用すると宣伝していました。SFCによる調査の後、Black Cell 社は、無許可で有価証券の取引を実施したとの懸念を踏まえ、KROPS トークンの販売を中止し、香港の消費者との間の取引を全て取り消すことに合意しました。

SFC は、KROPS トークン以外の他の複数のデジタル・トークンの発行者についても、SFO 及び会社規則を遵守せずに有価証券の勧誘又は取扱いを行っていないか、調査を行っているとしています。これらの規則違反には厳しい罰則が設けられており、例えば、無許可で有価証券の取引を行った者には、500 万香港ドル（約 6700 万円）以下の罰金又は 7 年以下の懲役が科せられます。

Tech

カリフォルニア行政法局、自動運転車両の無人走行に関する規制を承認

[California Approves Regulations for Driverless Autonomous Vehicles](#)

カリフォルニア行政法局は、2018 年 2 月 26 日、カリフォルニア州車両管理局 (Cal. DMV) の提案による、完全無人な自動運転車両の試験走行等を認める規制を承認しました。2018 年 4 月 2 日時点で、50 ほどの許可取得者が、指定されたカリフォルニア州の公道において、完全に自動制御された無人車両の試験走行等を実施することが可能となります。

この規制において、車内に人がいることは、車両が自動運転の試験車両に該当するか否かの判断に影響しないことが明確になりました。ただし、車内は無人であっても、試験走行等を行うには遠隔操作手 (remote operator) と車両との通信が必要となり、遠隔操作手は、緊急時には車両をコントロールできる必要があります。また、試験走行等を行う事業者は、当該遠隔操作手の訓練を行う必要があり、さらに当該訓練プログラムについて、カリフォルニア州車両管理局へ届け出る必要があります。この点、望ましいとされる安全な基準に到達するための訓練プログラムの採用と実施は、事業者委ねられています。

上記の通り、カリフォルニア行政法局の承認は、カリフォルニア州、試験走行等の許可取得者、将来の自動運転技術にとって一つの進展といえます。カリフォルニア州は、この急速に技術が発展する新興産業分野の規制といった、気の遠くなるような作業に最初に乗出した州の一つでした。その結果、製造業者が、カリフォルニア州において、技術革新と安全対策を調和させた用意周到な同州の規制の枠組みを用い、自動運転車両の開発業務を続けることが予想されます。

その他、2018 年 3 月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

Antitrust

欧州委員会、機関投資家による株式保有を EU 競争法の観点から調査の対象に

[Institutional Investor Shareholdings Come Under European Commission Scrutiny](#)

Antitrust

オーストラリア競争当局 (ACCC)、カルテルに対する刑事罰の適用強化へ

[Australian Competition and Consumer Commission Launches Criminal Cartel Case: More to Come?](#)

Antitrust

EU 電気通信事業分野の企業結合審査において同分野特有の規制が重要な考慮要素に

[A Two-Sided Coin: Regulation and Merger Control in the EU Telecommunications Sector](#)

Antitrust

中国は「独占的協定」違反に対する競争当局と裁判所の異なるアプローチをどう統一するか

[How China Deals with the Diverging Approaches to Monopoly Agreements](#)

BR&R

米国連邦最高裁、金融取引に対する連邦倒産法 546 条(b)のセーフ・ハーバー規定の適用を厳格に解する判断を示す

[High Court Tightens Section 546\(e\) Safe Harbor for Securities Transaction Payments](#)

BR&R

オーストラリア証券取引所、Insolvency Trading (会社倒産危機下での新たな債務負担行為) に対するセーフ・ハーバー規定に関する継続開示のガイドラインを公表

[ASX Releases Continuous Disclosure Guidance on the Insolvent Trading Safe Harbour](#)

Compliance

米国虚偽請求取締法違反に基づく執行を受けないために研究機関が留意すべき、国の援助を受けた研究に関する実施報告義務

[False Claims Act Alert: Federal Grant Reporting Serves as Basis for FCA Action](#)

Disputes

カリフォルニア州連邦裁判所、気候変動にかかる訴訟の州裁判所への移送申立てを却下

[Federal Court in California Denies Remand of Climate Change Litigation](#)

Disputes

カリフォルニア州における別の連邦裁判所は気候変動にかかる訴訟の州裁判所への移送申立てを認容

[Another Federal Court in California Grants Remand of Climate Change Litigation](#)

Disputes

オーストラリア、法適用の誤りは支払保全手続に係る裁定者の決定に対する審査理由とはならないと判断

[Australia: Adjudicators' Security of Payment Determinations Not Reviewable for Errors of Law](#)



Disputes

オーストラリアにおける最近のプロジェクト紛争事例
[Recent Project Dispute Cases in Australia](#)

Disputes

西オーストラリアにおける「みなし責任」裁定に終止符
[The End of the "Deemed Liability" Adjudication in Western Australia](#)

Disputes

オーストラリアにおけるクラスアクション—2017年を概観
[Class Actions in Australia—2017 Year in Review](#)

Disputes

ジョーンズ・デイのマネージングパートナーより：ジョーンズ・デイによる Heller の管財人との紛争がクライアントの利益に資する理由 (The American Lawyer 誌)
[Jones Day's MP on Why Firm's Fight Against Heller Trustee Was Good for Clients, The American Lawyer](#)

Disputes

イタリア最高裁判所、誤導的な広告に関するクラスアクションにおける決定を維持
[Italian Supreme Court Upholds Class Action Ruling on Misleading Advertising](#)

Energy

米国連邦エネルギー規制委員会がパイプラインやユーティリティ業者の料率計算について減税を反映する減額方針を表明
[FERC Announces Initiatives Regarding Income Tax Cost Recovery for Pipelines and Utilities](#)

Finance

外国顧客が本国税務当局へ自主的に法令違反の開示をしたことを米国金融機関が知っても、疑わしい取引の報告対象にならないことを米国財務省金融犯罪取締ネットワーク (FinCEN) が確認
[FinCEN: No SAR Filing Obligation When Customers Voluntarily Disclose to Home Country](#)

Finance

欧州証券化規制：新証券化規制までのカウントダウン継続中
欧州証券市場監督機構 (ESMA) 諮問書—証券保管者が順守すべきデータ収集・運用基準草案
[The European Securitisation Regulation: The Countdown Continues ESMA Consultation Paper—Draft Technical Standards on Securitisation Repositories](#)

Finance

欧州証券化規制：新証券化規制までのカウントダウン継続中
STS (単純化・透明・標準化された) 規制を順守していることを示す届出書の形式及び内容の基準草案
[The European Securitisation Regulation: The Countdown Continues...Draft Regulatory Technical Standards on Content and Format of the STS Notification](#)

Finance

欧州証券化規制：新証券化規制までのカウントダウン継続中
証券化資産の種類、キャッシュフロー、信用リスク、前払いにおける単一性要件の基準草案
[The European Securitisation Regulation: the Countdown Continues...Draft Regulatory Technical Standards on the Homogeneity of Underlying Exposures in Securitisations](#)

Finance

第三者支払サービス提供者による顧客の銀行口座へのアクセスについて確実な顧客認証に関する EU 規制技術基準が施行
[EU Regulatory Technical Standards for Strong Customer Authentication Enter Into Force](#)

Finance

香港証券取引所が新興バイオテクノロジー企業の上場審査基準草案を公表
[Hong Kong Exchange Publishes Draft Rules for Biotech Listings, Requests Comments](#)

IP

欧州特許庁、「除くクレーム」について二重の基準を認める
[Disclaimers Double Standard Acknowledged by European Patent Office](#)

IP

AI 及びビッグデータの革新の特許による保護：特許主題適格性
[Protecting Artificial Intelligence and Big Data Innovations Through Patents: Subject Matter Eligibility](#)

IP

フランス産業財産庁、特許延長期間の満了日を延長
[French Intellectual Property Office Extends Granted SPC Expiration Date](#)

IP

ひらめきと侵害の曖昧な境界：第 9 巡回区控訴裁判所、「Blurred Lines」が著作権を侵害すると判断
[Blurred Lines Between Inspiration and Infringement: Ninth Circuit Holds "Blurred Lines" Infringes Copyright](#)

Labor

米国第五巡回区控訴裁判所、従業員退職所得保証法に関する信託義務のルールを無効化：将来の見通しは不透明
[Fifth Circuit Vacates ERISA "Fiduciary Rule": Future Uncertain](#)

Privacy

連邦議会、法執行のための海外データへのアクセスを容易化する CLOUD 法を可決
[Congress Passes CLOUD Act to Facilitate Law Enforcement Access to Overseas Data](#)



Regulation

米国トランプ大統領、アルミニウム及び鉄鋼の輸入に追加関税を課す大統領令に署名

[Presidential Proclamations Impose Tariffs on Aluminum and Steel Imports](#)

Regulation

米国連邦航空局（FAA）、ドローン等の航行について自動承認手続きを導入

[FAA Increasing Access to Automated Airspace Approval for Drone Operators](#)

Regulation

欧州委員会、米国による追加関税に対抗し、鉄鋼製品の輸入についてセーフガード措置を検討

[European Commission Announces Safeguard Investigation into Steel Imports](#)

Regulation

米国トランプ大統領、アルミニウム及び鉄鋼の輸入に対する追加関税率を決定

[President Trump Announces Steep Tariffs on Imports of Steel and Aluminum](#)

Regulation

欧州司法裁判所、加盟国間の投資条約に含まれる ISDS 条項の適用は EU 法違反に当たると判断

[Restructuring Recommended after CJEU Decision on Intra-EU Bilateral Investment Treaties](#)

Regulation

投資家が留意すべきラテンアメリカ諸国の近況

[Investment Arbitration in Latin America: Elections, Trade Agreements, and the ICSID](#)

Regulation

米国控訴裁判所、連邦通信委員会の主張する電話使用者保護法の解釈を否定する判決

[Back to the Statute: D.C. Circuit Levels the TCPA Playing Field](#)

Securities

証券法訴訟の管轄裁判所に関する最高裁判所規則

[Supreme Court Rules on State Court Jurisdiction over Securities Act Lawsuits](#)

Tax

合衆国裁判所、内国歳入法典上の執行妨害罪に対して歯止め

[U.S. Supreme Court: Government Went Too Far in Tax Obstruction Prosecution](#)

Tax

米税制改革、秘密保持条項を含むセクハラ和解費用等の損金算入を認めず

[U.S. Tax Reform Denies Deductions for Confidential Sexual Harassment Settlements](#)

Tax

米国歳入庁、国外情報自主開示プログラムの終了を発表

[IRS Announces End of Offshore Voluntary Disclosure Program](#)

Tax

フランス及びルクセンブルクが新たな租税条約に署名

[France and Luxembourg Sign New Tax Treaty](#)

Tax

EU 加盟国、「仲介者」に対して租税回避スキームの報告義務を課す指令に合意

[EU Targets Tax Avoidance Reporting Obligations for Intermediaries](#)

Technology

AIに関する製造物責任の緩和

[Mitigating Product Liability for Artificial Intelligence](#)